

## 契約職員就業規則

平成27年 4月 1日施行  
平成29年12月 1日変更  
2026年 2月 4日変更  
2026年 3月11日変更  
2026年 3月18日変更

### (総則)

- 第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の契約職員の就業に関する事項を定める。
- 2 この規則の定める事項のほか、契約職員の就業に関する事項については、労基法その他関係法令の定めるところによる。

### (採用)

- 第2条 契約職員の採用は、選考によるものとし、理事長が決定する。

### (契約期間)

- 第3条 契約職員の雇用期間は、原則3年以内とする。ただし、必要がある場合は契約を更新することができる。

### (労働条件の明示)

- 第4条 契約職員の採用に際しては、次の各号に掲げる事項を記載した書面の交付及びこの規則を周知して労働条件を明示するものとする。
- 一 契約期間及び契約更新に関する事項
  - 二 給与に関する事項
  - 三 就業場所及び従事する業務に関する事項
  - 四 勤務時間、休日及び休暇に関する事項
  - 五 退職に関する事項
  - 六 その他必要事項

### (勤務)

- 第5条 勤務については、電力広域的運営推進機関就業規則（以下「就業規則」という。）第3章を準用する。

### (給与)

- 第6条 契約職員の給与（本給及び諸手当をいう。）については、業務の内容、経歴等を考慮して個別に決定する。
- 2 本給については、特に必要があると認められる場合には、これを増額又は減額することがで

きる。

3 地域手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、超過勤務手当、深夜勤務手当及び夜勤手当については、それぞれ電力広域的運営推進機関職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条を準用する。

（給与の支給日等）

第7条 給与の支給日等については給与規程第3条を準用する。

（退職手当）

第8条 退職手当は支給しない。

（出張旅費）

第9条 業務により出張する場合は、本機関の定める職員旅費規程を準用する。なお、交通費、宿泊手当・宿泊料の適用区分は、業務の内容、経歴等を考慮して決定する。

（退職及び解雇）

第10条 退職及び解雇については、就業規則第11条から第15条までを準用する。

（服務規律）

第11条 服務規律については、就業規則第5章を準用する。

（表彰）

第12条 表彰については、就業規則第39条及び第41条を準用する。

（懲戒）

第13条 懲戒については、就業規則第6章第2節を準用する。

（安全衛生）

第14条 安全衛生については、就業規則第7章を準用する。

（災害補償）

第15条 災害補償については、就業規則第8章を準用する。

（一週間の勤務時間が短い契約職員の特則）

第16条 一週間の勤務時間が就業規則第16条第4号に定める一週間の勤務時間に比し短い契約職員（育児又は介護を理由とする場合を除く。）については、第5条、第6条3項及び第7条の規定は適用せず、個別に労働条件を定めるものとする。

（無期労働契約への転換）

第17条 期間の定めのある労働契約で雇用する職員のうち、通算契約期間が5年を超える職員

- は、無期労働契約転換申込書を理事長に提出することにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。
- 2 前項の申込みは、現に締結している契約期間満了日の30日前までに行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
  - 3 この規則に定める労働条件は、第1項の規定により無期労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。
  - 4 無期労働契約へ転換した職員の給与は、第6条の規定により決定するものとする。
  - 5 第1項の規定により無期労働契約での雇用に転換した職員の定年は、当該転換時の年齢に応じ、次の各号に定める年齢とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。
    - 一 転換時の年齢が60歳未満 60歳
    - 二 転換時の年齢が60歳以上65歳未満 65歳
    - 三 転換時の年齢が65歳以上 70歳
  - 6 前項の規定にかかわらず、理事長は、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由または退職事由に該当しない者を継続して雇用することができる。この場合における契約期間は1年以内とし、再契約を妨げないが、65歳に達した日の属する月の末日を限度とし、個別に労働条件を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月22日)

(施行期日)

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (2026年2月4日)

(施行期日)

この規則は、2026年2月4日から施行し、2025年4月1日に遡って適用する。

附 則 (2026年3月11日)

(施行期日)

この規則は、2026年3月11日から施行する。

附 則 (2026年3月18日)

(施行期日)

この規則は、2026年4月1日から施行する。